

学校法人桐丘学園
桐生大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

桐生大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 桐丘学園
理事長 関崎 亮
学 長 山崎 純一
A L O 橋爪 博幸
開設年月日 昭和 38 年 4 月 1 日
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美 606-7

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
アート・デザイン学科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

桐生大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月31日付で桐生大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」、教育理念は「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」と明確に示し公共性を有し、「学生生活ハンドブック」やウェブサイト等で学内外に表明している。地元のみどり市と連携包括協定を結び、市民を対象とした講座開講などを実施し、地域・社会へ貢献している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに確立し、学生・高校生・教職員に周知するとともに、ウェブサイト等で公表している。学習成果は建学の精神に基づき定め、学科ごとの学習成果を定めている。三つの方針を一体的に定め、自己点検評価委員会をはじめとする機関において組織的議論ができる体制がある。これらの内容は、大学案内やウェブサイト及び入学式やオリエンテーションなどで、学内外に表明している。

自己点検・評価活動は「内部質保証の方針」に基づき実行し、各部署長からの伝達にて全教職員が関与・共有している。自己点検・評価報告書は毎年作成し、ウェブサイトなどで公表している。アセスメント・ポリシーを設定し、学習成果の査定を行い、客観的に教育活動を見直している。査定の手法はIR推進センターにおいて点検している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。履修登録単位数の上限を履修規程に定め、シラバスには必要な項目を明示している。各学科の学習成果と対応した入学者受入れの方針を定め、学生募集要項等に明確に示している。各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果を具体的に盛り込み、教育課程を編成している。学習成果の獲得状況については、アンケート・調査を実施し、結果をIR推進センターが分析し把握している。教員はシラバスに示した評価基準・評価方法に基づき各科目の学習成果の獲得状況の評価している。事務職員は様々な窓口業務を通じて学生を支援し、学科の教育目的・目標の達成状況について十分に把握している。図書館員は学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、専任教員数及び昇任を含む教員の資格審査、非常勤教員の採用については、「教員の資格審査運営規則」及び「教員の資格基準」に基づき厳正に行われている。専任教員の研究活動については教育課程編成・実施の方針

に基づいて行われており、毎年度、「研究業績集」にまとめられウェブサイトで公開している。規程に基づき FD・SD 活動を実施している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、適切な面積の図書館、体育館等を有している。

固定資産や物品の管理については、固定資産及び物品管理規程に基づき適切に行っている。火災・地震対策、防犯対策として、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」を定め、「予防対応」及び「危機管理」について規定している。教育課程編成・実施の方針に基づいて ICT 学習環境を整備し、インターネット環境が整っている。学内のコンピュータについても技術的資源と設備の両面において計画的に維持されている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有し、学校法人代表としてその業務を総理し、適切にリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また、日常的な短期大学の教務に関する意思決定を行っている。ただし、評価の過程で、学則及び教授会規程の審議事項に学位の授与に関する事項が規定されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員は、寄附行為の規定に従って選任し、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成されている。また、評議員会の諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に基づき、適切に運営している。財務情報、教育情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づきウェブサイトや広報誌に掲載し公表・公開している。また、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るために、ガバナンス・コードを策定し掲載している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 突発的な経済的困難等の理由により教科書の購入が困難な状況となった学生に対し、登録された教科書を貸し出す「教科書ローンプログラム」の制度を設けている。毎年度、貸出し実績があり、学生への経済的支援の一つとして機能している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 学長のリーダーシップの下、「みどりキャンパス学術交流会」を企画し、教員の研究成果の発表と相互理解及び交流の場を設けている。教員が互いに交流することで研究に対する意識向上への取組みがされている。

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策、防犯対策として、「危機管理マニュアル」だけでなく「防災マニュアル」、「応急処置マニュアル」、「不審者対応マニュアル」も定めている。また、地方自治体や地元企業と災害に関する協定等を締結し、継続的に災害対応体制を整備している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会が併設大学と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。教授会規程には、併設大学と合同で開催できる旨が規定されておらず、また、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学則及び教授会規程の審議事項に、学校教育法で定める学位の授与に関する事項が規定されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 41 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」、教育理念は「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」と明確に示し公共性を有しており、「学生生活ハンドブック」やウェブサイト等で学内外に表明している。平成 20 年度より地元であるみどり市と連携包括協定を結び、市民を対象とした講座開講や学科特性を生かした事業などを実施し、地域・社会へ貢献している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに確立しており、「学生生活ハンドブック」や大学案内に記載し学生・高校生・教職員に周知するとともに、ウェブサイト等で公表している。また短期大学の教育面について、客観的な視点から意見を取り入れるため、地元みどり市から教育活動に関する評価を収集し、自己点検評価委員会にて内容を確認している。

短期大学の学習成果は建学の精神に基づき定め、学科ごとの学習成果は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、アセスメント・ポリシー、シラバスなどにおいて具体的に定めており、大学案内、「学生生活ハンドブック」、ウェブサイトなどで学内外に表明している。

三つの方針は関連付けて一体的に定め、自己点検評価委員会をはじめとする機関において組織的議論を重ねている。これらの内容は、大学案内やウェブサイト及び入学式やオリエンテーションなど学生生活において、学内外に表明している。

自己点検・評価活動は「内部質保証の方針」に基づき実行し、各部局長からの伝達にて全教職員が関与・共有している。自己点検・評価報告書は毎年作成されウェブサイトなどで公表している。アセスメント・ポリシーを設定し、学習成果の査定を行い、客観的に教育活動を見直している。査定の手法は IR 推進センターにおいて点検している。自己点検評価委員会、内部質保証推進会議の議事録内容を確認したが、令和 5 年度は自己点検・評価報告書作成に注力されており、PDCA サイクルに基づく具体的な改善の形跡を確認することができなかった。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に

示している。策定にあたっては、「建学の精神」、「教育方針」、「教育目的・教育目標」を踏まえ、学科特性・地域特性を十分に考慮している。卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。「基礎科目」と「専門科目」を配置し、さらにそれらの学習を統合、発展させる科目を配置し実践的な教育を行っている。履修登録単位数の上限を履修規程に定めている。シラバスには必要な項目を明示しているが、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を学生が把握しやすいよう一層の可視化が望まれる。

教養教育については、生活科学科では、生活を身近な問題からグローバルなテーマまで理解できるよう基礎科目を配置し、アート・デザイン学科では、「人間の生活空間」、「環境」、「コミュニケーション」等に関わる知識を学ぶ基礎科目を配置している。

両学科ともに専門性が高く、職業への接続に必要な能力を育成する科目を多く設置している。大学と地域産業界、学部機関との連携の下、生活科学科では「校外実習」の科目を、アート・デザイン学科では「フィールドワーク」の科目を設置している。

各学科の学習成果と対応した入学者受入れの方針を定め、学生募集要項等に明確に示している。入学者選抜については入試広報委員会、入試広報課を中心に組織体制を確立し公正かつ適正に行っている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果を具体的に盛り込み、それを2年間で達成できるように教育課程を編成している。学習成果の獲得状況については、アセスメント・ポリシーに基づき授業評価アンケートをはじめとする多様なアンケート・調査を実施し、その結果をIR推進センターが分析し提言として学長に報告するなど、各種データを活用している。

教員はシラバスに示した評価基準・評価方法に基づき各科目の学習成果の獲得状況を評価している。授業評価アンケートを実施し集計結果を公開している。各教員は年度末に「教育・研究・学生指導等活動報告書」を提出し、授業評価アンケート結果を検証している。事務職員は様々な窓口業務を通じて学生を支援し、学科の教育目的・目標の達成状況について十分に把握している。図書館員は学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。

入学時のオリエンテーションでは、初年次教育プログラムにおいて、大学での学習に必要な基礎的な知識について学ぶ機会を設けている。学科学年ごとに担任制を採用し、日常的に相談、助言を行える体制と環境を整えている。欠席の多い学生や基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、学科会議において専任教員間で情報を共有し学習指導を実施している。学生の生活支援のための組織として、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターが置かれている。年1回全学生に対して「学生生活実態調査」を実施している。障がいのある学生への支援は教務・学生課学生係が窓口となり学習上の配慮を行っている。進路支援の組織として学生支援センターが設置され、進路相談、進路指導等を行っているが、就職・進学支援専任の教職員は配置されておらず、担任・副担任、職業教育を担当する教員が主な相談窓口となっている。資格試験対策講座を実施するなど、資格取得のための支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、専任教員数及び昇任を含む教員の資格審査、非常勤教員の採用については、「教員の資格審査運営規則」及び「教員の資格基準」に基づき、審査会によって厳正に行われている。

専任教員の研究活動については教育課程編成・実施の方針に基づいて行われており、各自の研究については毎年度、研究業績集にまとめられウェブサイトで公開されている。研究費は、配分、管理、使用に関する必要な事項を規程によって定められた支援が行われ、行動規範についても規程が整備され、研究倫理を遵守し、研究が行われる体制を構築している。FD活動は、規程に従いFD委員会を中心に実施・運用されており、全教職員に対して研修を基に知見を広げ授業改善に役立つ内容で行っている。

教育研究活動等に係る事務職組織の責任体制は、組織機能規程により明確に定められている。事務職員は、規程に基づき能力、資格、専門性及び経験によって適切に配置されている。SD活動は、FD委員会規程により、職員の資質・能力向上のために全教職員に対してテーマに沿った研修会の開催等を行っているが、SDに関する規程等を整備することが望まれる。

教職員の就業に関しては、就業規則の規程及び就業に関する諸規程が整備されており、教職員へ周知している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。障がい者への配慮として、エレベーター、障がい者用トイレ、車いす用スロープの設置等の対策が講じられている。適切な面積の図書館、体育館を有しており、図書館は図書の購入と除却は規程等に基づき行われ、研究目的を達成するため整備活用している。

経理規程において財務諸規程を定め、固定資産や物品の管理については、固定資産及び物品管理規程に基づき適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策として、リスク管理規程、危機管理マニュアルを定め、危機に対する「予防対応」及び「危機管理」について規定している。地方自治体や地元企業と災害に関する協定等を締結し、継続的に災害対応体制を整備している。また、年1回、防災訓練を実施している。防犯対策として、「犯罪防止講演会」を年1回開催し、1年生については全員出席するように指導している。

多くの講義室・演習室・実習室内では、無線LANを使用できる環境にあり、情報セキュリティポリシーにのっとり、メディア情報センターと学校法人事務局が連携しながらセキュリティ対策を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づいてICT学習環境を整備し、技術サービスとしてはコミュニケーションツールを利用し高速通信に接続しており、インターネット環境が整っている。学内のコンピュータについても技術的資源と設備の両面において計画的に維持されており、教職員及び学生にとって授業や様々な連絡が学校運営に活用できる整備された状態を保持している。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有している。毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めるなど学校法人の代表としてその業務を総理し、適切にリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき原則として年 4 回理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また、日常的な短期大学の教務に関する意思決定において、教学面での適切なリーダーシップを発揮している。学長の選考は、学長選考規程に基づき理事会によって行われており、人格が高潔で学識に優れ、建学の精神に対し深い理解のあることを要件としている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

ただし、教授会は併設大学と合同で開催されているが、学則及び教授会規程には、教授会を併設大学と合同で開催できる旨が規定されておらず、合同教授会規程もないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。なお、学則及び教授会規程の審議事項に、学校教育法で定める学位の授与に関する事項が規定されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事の職務を支援するために内部監査室を設置している。

評議員は、寄附行為の規定に従って選任し、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成されている。また、評議員会の諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に基づき、適切に運営している。

財務情報、教育情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づきウェブサイトに掲載するとともに、広報誌に掲載し公表・公開している。また、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るために、ガバナンス・コードを策定し、ウェブサイトに掲載している。